

INFORMATION

水巻町役場	☎ 201-4321 FAX 201-4423
コミュニティ無線 確認ダイヤル	☎ 201-9119
中央公民館	☎ 201-0401 FAX 201-0411
南部公民館	☎ 202-2472 FAX 202-2473
総合運動公園	
・スポーツ振興係	☎ 201-4000
・テニスコート	☎ 201-5757
いきいきほーる 健康課	☎ 202-3212 FAX 202-3621
子育て 支援センター	☎ 203-5772 FAX 203-5806
ほっと ステーション (児童少年相談センター)	☎ 203-1555 FAX 203-1553
図書館	☎ 201-5000 FAX 201-0995
歴史資料館	☎ 201-0999

障害者 福祉センター	☎ 201-0794
サクラほーる (高齢者福祉センター)	☎ 201-3344
北九州市上下水道局	
・お客様センター	☎ 582-3031
・西部工事事務所	☎ 644-7820
【遠賀・中間の休日救急医療】 遠賀中間休日 急病センター	☎ 282-9919

**新型コロナウイルス
感染の疑い**

▷平日 8:30-17:15
宗像・遠賀保健福祉環境事務所
☎ 0940-36-6098

▷夜間・休日
保健所夜間休日緊急連絡番号
☎ 092-471-0264

お知らせ

水巻町精霊流し
中止します



例年8月15日に開催していた「水巻町精霊流し」は、新型コロナウイルスの収束が見通せない状況の中、来場する皆さんの健康と安全を第一に考え、中止します。

●問い合わせ 社会福祉協議会
☎ 202局3700番

し尿の臨時収集はお早めに
お盆は対応できません

帰省する人などがいて、いつもよりトイレの使用頻度が多く、便槽がいっぱいになりそうな場合、し尿の臨時収集ができます。

ただし、お盆は収集業者が休みのため、注意してください。

●盆休み 8月14日(金)～16日(日)
※東管社は13日(木)も休みです。

●申込期限 8月6日(木)
※住んでいる地区の担当業者に申し込んでください。

●申込電話番号
▽環 整 ☎ 223局0402番
▽東管社 ☎ 201局2214番
▽太平洋 ☎ 293局3331番

●問い合わせ 役場下水道課

住宅の工事で固定資産税が
減額できることがあります

次の工事を行ったときは、工事完了後3か月以内の申請で固定資産税が減額できることがあります。

▽住宅のバリアフリー改修
▽住宅の断熱性能を高めるような省エネ改修

▽昭和57年1月1日以前に建てられた住宅の耐震改修

●問い合わせ 役場固定資産税係

新築・増築などの調査で
町職員が訪問します

家屋の新築・増築の評価もれ、減失もれがないかを調査する

●問い合わせ 役場固定資産税係
提示します

コンビニでの住民票など
交付サービス一時休止

【コンビニ交付サービスの休止】システムのメンテナンスのため、コンビニでの住民票などの交付サービスが一時利用できません。

●とき 7月23日(木・祝)～26日(日)

【戸籍取得のための事前登録休止】コンビニで戸籍を取得するには

ため、町職員が訪問することがあります。固定資産税の決定に必要な調査ですので、皆さんの協力をお願いします。また、次のときは、役場に届け出てください。

▽建物の全部または一部を壊した
▽土地や建物の所有者が住所を変更した
▽土地や建物の所有者が死亡した
▽納税管理人を指定または変更した
※町職員をかたる詐欺に注意してください。訪問の際は身分証を提示します。

あなたもアプリで健康習慣
楽しく健康づくりを



県が配信する「ふくおか健康ポイントアプリ」は、歩数カウントのほか、日々の体重・血圧・食生活・運動や健診の受診が記録できるスマートフォン用の健康アプリです。

また、アプリの起動、歩数、健康記録、健診記録、健康イベントや健康教室への参加、献血、お知り合いの紹介などでポイントが貯まります。ポイントを貯めると特典協力店でサービスが受けられるほか、キャンペーンで当たる賞品

がランクアップします。アプリをダウンロードして、楽しみながら健康づくりに取り組まませんか。

●問い合わせ 県健康増進課
☎ (092) 643局3269番

預けて安心!
遺言書保管制度がスタート

遺言は、相続をめぐる紛争を防ぐために最も有効な手段です。中でも自筆証書遺言は、遺言者本人のみで作成できる便利な遺言方法です。しかし、これまで本人の死亡後、遺言書が相続人に発見されないなど問題がありました。

この問題を解消するため、7月

10日から自筆証書遺言書保管制度が始まります。これは自身が作成した遺言書を法務局が保管してくれるものです。遺言などを検討している人は活用してください。

●費用 1件3900円

●申込方法 事前に予約し、法務局で申し込んでください

●問い合わせ 福岡法務局供託課
☎ (092) 721局9186番

募集

防火管理者の資格を取得
甲種防火管理新規講習

●とき 9月2日(水)・3日(木)

●ところ 遠賀郡消防本部4階多

相談

精神障がい者家族サポート
家族による家族学習会

当事者どう関係ればよいのかや病気のこともっと知りたいなどさまざまな思いを抱えている人は、ぜひ参加してください。

●とき 8月8日、9月12日、10月10日、11月21日、12月12日、土曜日午後1時～4時
※5回全てに参加が必要です。

●ところ はまゆうサポートセンター(吉田西)

●費用 1820円(5回分)

●定員 5人(先着順)

●問い合わせ はまゆうサポートセンター ☎ 201局6151番

目的ホール(遠賀町広渡)

●対象
▽防火管理を必要とする事業所の関係者

●定員 20人(先着順)

●費用 3920円

●申込期間 8月3日(月)～9月1日(火)

●申し込み・問い合わせ 遠賀消防本部予防課 ☎ 293局8125番

月から窓口相談を再開予定ですが変更する場合もあります。事前に問い合わせてください。

【住民相談】
日常の悩みを一人で抱え込まずに相談してください。

●とき 毎週月曜日・金曜日(祝日は除く) 午後1時～4時
※受け付けは午後3時30分までです。

●相談員 住民相談員

【介護相談】
介護で困っている、悩んでいることがあれば、相談してください。

●とき 7月15日(水) 午後1時～4時
※受け付けは午後3時30分までです。

●相談員 介護支援専門員

【共通事項】
●ところ 社会福祉協議会(いきいきほーる2階)

●問い合わせ 社会福祉協議会
☎ 202局3700番

町独自 緊急追加支援

新型コロナで困っている皆さんに
1万円の商品券給付



新型コロナの影響を受けた皆さんを支援するため、「生活支援商品券」を給付します。

●内容 町民1人当たり1万円の商品券を給付
▷内訳(500円券×20枚)
加盟店全てで使える券10枚
大型店以外で使える券10枚

●対象 6月1日時点で町に住民登録があり、商品券発送日まで引き続き登録がある人

●発送日 7月中旬予定

●受取方法 一世帯分をまとめて、世帯主宛てに「ゆうパック」郵便で商品券を自宅に届けます。配達員にサインをして受け取ってください。

●利用可能店 商品券と同封している店舗一覧を確認してください

●利用期間 8月1日(土)～令和3年1月31日(日)

●問い合わせ 役場産業振興係

【一般寄付】
芦屋町 吉田 奈央美様
美吉野 故・戸田 只明様
吉田一 故・池松 美千枝様
吉田二 故・池松 智洋様
故・和田 孝義様
和田 ひさ子様

【香典返し寄付】
吉田一 故・戸田 只明様
故・池松 美千枝様
吉田二 故・池松 智洋様
故・和田 孝義様
和田 ひさ子様

●問い合わせ 社会福祉協議会
☎ 202局3700番

新型コロナウイルスの影響で6月末まで電話相談のみで対応しました。7

【共通事項】
●ところ 社会福祉協議会(いきいきほーる2階)

●問い合わせ 社会福祉協議会
☎ 202局3700番



県税職員に委嘱 税金の徴収業務を強化!

6月1日、役場で行われた町から県税職員への税金徴収業務の委嘱式。これは、町が県税職員と協力し催告に応じない滞納者への徴収を強化していくものです。委嘱期間は令和3年2月までで、月に5日程度共同で徴収を行っていきます。「税の公平性」と「財源」の確保のため、町はしっかりと取り組んでいきます。

●問い合わせ 役場納税係 ☎ 201-4321

7月1日から新体制 水巻町職員の人事異動

町では、さらなる住民サービス向上を目指して毎年人事異動を行っています。

【異動】	
●係長	
産業環境課 環境係	佐藤 大輔 (税務課 納税係)
税務課 納税係	黒岩 貴之 (産業環境課 環境係)
●係員	
子育て支援課	植田 綾 (住宅政策課)
住民課	成重 健 (税務課)
福祉課	藤田 木綿子 (地域づくり課)
福祉課	田中 邦治 (建設課)
地域づくり課	佐々木 寛子 (税務課)
税務課	鉄見 愛奈美 (住民課)
住宅政策課	星野 拓斗 (子育て支援課)
建設課	中元 快人 (生涯学習課)
学校教育課	田邊 智美 (福祉課)
図書館・歴史資料館	藤田 勇哉 (住民課)
生涯学習課	島谷 周子 (学校教育課)

※ () は異動前の部署です。
●問い合わせ 役場人事秘書係 ☎ 201-4321

7月から受付開始 国民年金保険料の免除・納付猶予



7月は、令和2年7月から1年間の保険料免除や納付猶予の受け付けが始まる月です。希望する場合、2年1か月前までさかのぼって申請も可能です。

免除

保険料の納付が困難な場合は、申請し認められると全額または一部の納付が免除されます。

●対象 所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下、または失業した人
※失業月の翌々年6月までは、その後再就職をしても所得はないものと見なされるため、免除できる場合があります。世帯主・配偶者の所得が一定額以上の場合は対象外です。また、申請には雇用保険受給資格者証または離職票が必要です。

●新型コロナ支援策
新型コロナの影響で所得が相当程度下がった場合は、自己申告の所得見込額を使った簡単な手続きで、免除申請ができます。

納付猶予

「免除」よりも適用を受けやすい制度として「納付猶予」があります。申請して認められると保険料の納付が猶予されます。

●対象 20歳～50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下
※世帯主の所得は関係ありません。

●学生納付特例
保険料の納付が困難な20歳以上の学生は、申請して承認されると在学中の納付が猶予されます。申請には在学証明書など令和2年度の在学証明書が必要です。

共通事項

●申請方法
役場保険年金係や年金事務所に申請してください。本人以外が申請する場合は印鑑が必要です。

●問い合わせ 役場保険年金係 ☎ 201-4321

保険証などを郵送 保険証・限度額認定証などが切り替わります

後期高齢者医療

7月下旬



※新しい保険証を郵送します。
7月中旬に届かない場合、問い合わせください。

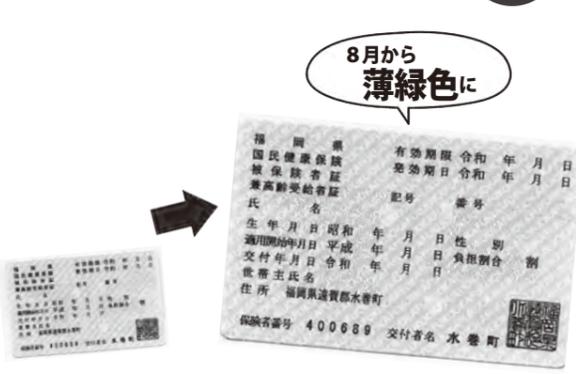
【限度額適用・標準負担額減額認定証】

現在使用している認定証の有効期限は7月31日です。現在認定証を持っていて、8月以降も認定証を発行できる人には保険証とは別に郵送します。
※新規で認定証の交付を希望する人は役場保険年金係に申請してください。

●問い合わせ
▷役場保険年金係 ☎ 201-4321
▷福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎ (092) 651-3111

国民健康保険

7月下旬



※新しい保険証を郵送します。
7月中旬に届かない場合、問い合わせください。

【限度額適用・標準負担額減額認定証】(手続きが必要)

現在使用している認定証の有効期限は7月31日です。ただし、保険証と違い、更新手続きが必要です。引き続き認定証が必要な人は8月31日までに役場保険年金係に申請してください。

●申請開始日 8月3日(月)
●持ってくるもの 印鑑・保険証
●問い合わせ
役場保険年金係 ☎ 201-4321

決定通知書を郵送 令和2年度介護保険料・後期高齢者医療

介護保険

7月下旬

決定通知書で金額と納付方法を確認してください。保険料の納付が困難な場合、保険料の猶予・減免制度などがあります。まずは相談してください。

【給付制限】

保険料に滞納があると、介護サービス利用時の自己負担額が本来の1割負担から増えたり、一時的にサービスが受けられなくなったりするなどの制限を受けます。納付が困難な場合、早めに役場高齢者支援係に相談してください。

【新型コロナに伴う、保険料の猶予・減免】

新型コロナが原因で事業の休業や失業などで生計中心者の収入が著しく減少し、納付が困難になった場合、保険料の支払いを猶予したり減免したりする制度があります。

【低所得者への保険料軽減制度】

昨年10月に消費税が増税されたことに伴い、昨年度から低所得者に対し、段階的に保険料の軽減措置を設けています。

●対象 保険料が第1段階～第3段階の人
●問い合わせ
▷役場高齢者支援係 ☎ 201-4321
▷福岡県介護保険広域連合 ☎ (092) 981-9071

後期高齢者医療

7月中旬

決定通知書で金額と納付方法を確認してください。保険料は全員が均等に負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合算して計算しています。また、世帯の所得状況に応じて保険料を軽減する制度があります。

同世帯の後期高齢者医療加入者及び世帯主の軽減対象所得金額の合計額	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円 以下	7.75 割 (8.5 割)	12,529 円
33万円以下でかつ後期高齢者医療加入者全員の年金収入が80万円以下でその他各種所得なし	7 割 (8 割)	16,706 円
33万円 + 28.5(28)万円 × 後期高齢者医療加入数 以下	5 割	27,843 円
33万円 + 52(51)万円 × 後期高齢者医療加入数 以下	2 割	44,549 円

※ () は昨年度の数字です。
●問い合わせ 役場保険年金係 ☎ 201-4321

災害はいつも突然に！ 準備はできていますか

新型コロナが収束しない中でも、突如起こりうる自然災害。いざという時に大切な命を守るかは、事前の準備にかかっています。

台風や地震、地域の地形などで避難のタイミングや方法が変わってきます。日頃から家族やお隣さんと適切な避難行動について話し合っておくと、いざという時にスムーズに行動へ移れます。今回4つのポイントを紹介するので、確認してください。

●問い合わせ 役場庶務係 ☎ 201-4321

1 自宅の危険度を確認しよう

昨年配布した防災マップで、住んでいる地域が「どんな時に避難が必要なのか」確認しましょう。

危険度が高い地域に住んでいる場合、早め早めに避難することが重要です。大雨で避難所に行けない場合には、自宅の2階に避難することも有効です。



2 親戚・知人宅も避難先に！

災害時、避難する場所は避難所だけとは限りません。安全な地域に住んでいる親戚や知人宅に避難することも大変有効です。

親戚や知人とも事前に話し合っておき、いざという時に避難できる場所なのか確認してください。



3 マスクを持って避難しよう

避難所に避難する場合、通常の非常時持出品に加えて、マスクや消毒液、体温計、ハンドソープなどを可能な範囲で持参してください。避難所でも準備しますが、数に限りがあるため協力をお願いします。



4 車中泊には運動・換気が必要

車へ避難した場合、プライバシーの確保やエアコンを使用できるなどの利点があります。一方で、エコノミークラス症候群などの健康被害も懸念されるため、適度に体を動かしましょう。また、一酸化炭素中毒にならないよう定期的に換気も必要です。



避難所 新型コロナ対策

- ▷入所時の検温
- ▷避難者間の一定距離の確保
- ▷定期的な換気
- ▷共有部分の消毒
- ※避難所では、「密閉・密集・密接」が起こりやすく、新型コロナウイルス感染のリスクを完全に小さくするわけではありません。



編集後記

■今号の特集は熱中症。皆さん、熱中症対策はできていますか。という私は20代前半、8月に行われる野外の音楽祭で、十分な食事と休息をとらずに一日中過ごし、熱中症で倒れるという経験をしたことがあります。急に目の前が真っ暗になり、意識を失い倒れてしまったのです。友人がすぐに応急手当をしてくれました。救急搬送されることはありませんでしたが、生まれて初めて死を意識しました。若さと体力を過信していた当時の自分が恥ずかしいです。皆さんはそんなことないかと思いますが私のように過信せず、十分に熱中症対策をして、楽しい夏を過ごしてくださいね。(山本)

■6月1日から始まった町のPRポロシャツの販売。ポロシャツは3年前から一般販売を始め、毎年デザインや色を変えています。ありがたいことに今年も大盛況で、6月だけで1500枚を超える売れ行き。ご安心ください。ポロシャツはまだ買えます。例年、7月になると売り切れのサイズが多くなっています。私自身、仕事帰りに八幡西区のスーパーで買い物中、「そのポロシャツよく見かけるけど、どこに売っていますか」と声を掛けられることも。大盛況のおかげです。一緒に水巻愛を広めていきましょう。(近藤)

この広報紙は再生紙を使用しています。



レジ袋有料化がスタート マイバッグを持ち歩く生活習慣へ

町の環境情報を発信
環境 station

レジ袋削減にご協力ください！

プラスチック製買物袋の有料化が2020年7月1日よりスタートします。

7月1日から全国でプラスチック製レジ袋の有料化がスタート。普段何気なく使っているレジ袋の消費量を少なくするため、新たな取り組みが始まりました。

毎日の生活にあふれるプラスチック製品。今、このごみが世界中で問題化しています。例えば、ごみが海に流出し、完全に分解されずに海を漂うことで、魚などの生物の体内に入るなどして生態系に害を及ぼしているというのです。

私たちの生活に不可欠なプラスチック製品は使用量が多く、リサイクルが追いついていない状態です。プラスチックごみで未来を壊さないよう、マイバッグを持ち歩くライフスタイルに変えていきましょう。

●問い合わせ 役場環境係 ☎ 201-4321

ポロシャツ、まだ間に合う！ みずまるポロシャツ販売中



町のPRポロシャツは個人はもちろん、自治会やサークル、会社のユニフォームとしても大活躍。一度は着ている人を見かけたことがあるのではないのでしょうか。まだ間に合います。在庫は十分用意しています。

皆さん、みずまるポロシャツはいかがですか。

●ポロシャツ仕様

▷色 紺、赤、緑、黒の4色(黒以外、新色です)

▷サイズ 150、SS、S、M、L、2L、3L

●問い合わせ 役場広報係 ☎ 201-4321

高額療養費制度 医療費が高額になったら

I LOVE 国保
アイワラフ

国民健康保険加入者は、1か月の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。申請には保険証や領収書、世帯主の通帳、印鑑が必要です。

下表の70歳未満の人、70歳以上で現役並み所得者Ⅰ・Ⅱや低所得Ⅰ・Ⅱに該当する人は、事前に減額認定証・限度額適用認定証の交付を役場保険年金係で申請してください。

●自己負担限度額の計算のポイント

▷月ごと(受診日が1日から末日)の自己負担額を計算します。

▷70歳未満の人は、医療機関ごとの入院と外来に区分して計算します。同じ医療機関でも歯科は別区分です。ただし、21,000円を超える区分が複数あるときは、それらを合算できます。

▷過去12か月間に4回以上、同一世帯で高額療養費の支給があった場合は、4回目から限度額が下がります。

▷入院時の食事代や、保険の利かない差額ベッド代などは対象外です。

●自己負担限度額(70歳未満)

所得要件 総所得金額等-基礎控除(33万円)	自己負担限度額
901万円超	25万2,600円+ (総医療費-84万2,000円)×1%
600万円超~901万円	16万7,400円+ (総医療費-55万8,000円)×1%
210万円超~600万円	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1%
210万円以下	5万7,600円
住民税非課税世帯	3万5,400円

●自己負担限度額(70歳以上の国保加入者)

所得要件	外来+入院【世帯単位】	
	外来 【個人ごと】	
現役並み所得者Ⅲ 町民税課税標準額 690万円以上	25万2,600円+ (総医療費-84万2,000円)×1%	
Ⅱ 町民税課税標準額 380万円~690万円未満	16万7,400円+ (総医療費-55万8,000円)×1%	
Ⅰ 町民税課税標準額 145万円~380万円未満	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1%	
町民税課税標準額 145万円未満の課税世帯	1万8,000円 ※3	5万7,600円
低所得Ⅱ ※1	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ ※2	8,000円	1万5,000円

※1 低所得Ⅰを除く町民税非課税の世帯

※2 同世帯の世帯主と70歳以上の国保加入者が、それぞれ年金収入80万円以下で、その他の所得がない町民税非課税の世帯

※3 年間の限度額は14万4,000円

●問い合わせ 役場保険年金係 ☎ 201-4321